

11月の市民相談

令和4年度
市民生活課

本庁での相談				
本庁1階市民相談コーナー 南玄関東側				
日	曜日	相談名	開催時間	法律相談予約受付開始
1	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
2	水	税務相談	13:30～16:30	
3	木			
4	金	行政相談	13:30～16:00	
5	土			
6	日			
7	月			
8	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
9	水			
10	木	法律相談(川副支所でも開催)	13:30～15:30	11/4(金)9時から予約受付
11	金	行政相談	13:30～16:00	
12	土			
13	日			
14	月	土地建物相談	13:30～16:30	
15	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
16	水	税務相談	13:30～16:30	
17	木	法律相談	10:00～12:00	11/11(金)9時から予約受付
			13:30～15:30	
18	金	行政相談	13:30～16:00	
19	土			
20	日			
21	月	土地家屋調査士による相談	13:30～16:30	
22	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
23	水			
24	木	法律相談	13:30～15:30	11/18(金)9時から予約受付
25	金	行政書士による相談	14:00～16:00	
26	土			
27	日			
28	月	土地建物相談	13:30～16:30	
29	火	人権・心配ごと相談	13:30～16:30	
30	水			

★一般相談・・・月曜～金曜の9時～16時30分 ※祝日、年末年始除く

★暴力に関する相談・・・月曜～金曜(水曜除く)の9時～16時30分 ※祝日、年末年始除く

【法律相談の注意事項】

- ①相談に対して適切な助言をすることが目的ですので、相手との交渉や手続きを代行したり、相手呼び出しで仲介やあっせんをすることはできません。
- ②法律相談は予約制(午前、午後とも先着6人)です。予約は相談日の前の週の金曜日(この日が祝日の場合は木曜日)から受け付けます。予約は電話でも結構です。受付開始は午前9時です。
- ③1回の相談時間は20分ですので、内容が複雑な相談は要領よく話をまとめ、関係書類があればお持ちください。なお、相談は必ずご本人がお越しください。
- ④法律相談の相談予定弁護士名は受付日にお知らせします。
- ⑤弁護士職務規程により相談に応じられない場合もあります。
- ⑥法律相談は佐賀市民のみです。なお、同一人の相談は年度3回までとさせていただきます。

11月の市民相談

令和4年度
市民生活課

支所での相談				
支所名	相談名	開催日	開催時間	開催場所
諸 富	人権相談	25日(金)	13:30~15:30	諸富支所 (1階・第7会議室) TEL: 47-2133
	行政相談			
大 和	人権相談	17日(木)	10:00~12:00	大和支所 (1階・第1会議室) TEL: 62-1113
	行政相談			
富 士	行政相談	16日(水)	10:00~12:00	富士支所 (2階・第3会議室) TEL: 58-2113
三 瀬	人権相談	9日(水)	9:30~12:00	三瀬公民館 (1階・小会議室) TEL: 56-2003
	行政相談			
川 副	法律相談 ※	10日(木)	13:30~15:30	川副支所 TEL: 45-8911
	人権相談	9日(水)	9:30~11:30	
	行政相談			
東与賀	人権相談	16日(水)	13:30~16:00	東与賀 保健福祉センター (2階会議室) TEL: 45-8022
	行政相談			
久 保 田	人権相談	10日(木)	13:30~15:30	久保田公民館 (2階中会議室) 思斉くらし 総合センター内 TEL: 68-3137
	行政相談	9日(水)	10:00~12:00	

【新型コロナウイルス感染拡大・防止策】

- ①風邪・発熱・倦怠感・味覚嗅覚異常等の症状のある方は、相談をお断りします。
- ②来庁時に手指消毒をお願いします。
- ③相談時は、必ずマスク着用をお願いします。
- ④相談者の住所・氏名・連絡先を確認します。
- ⑤緊急事態宣言が再度発令された場合は、急遽開催を中止することがあります。

◎問い合わせ先 本庁 市民生活課 市民相談コーナー 電話 40-7085 (直)

※ 法律相談は予約制です。詳細はチラシ裏面をご覧ください。

※ 法律相談以外は当日受付。受付は相談開始15分前から終了30分前までです。

※ 相談受付時に申込複数の場合、相談順を抽選します。